

直に下船し争議團に参加した。

二十一日 會社は新工員四〇名及復歸工員四名を以て第十四工場の作業を開始した。

二十二日 會社に於ては本社樓上に株主總會を開催し争議の経過報告をなし、次で今後の會社の方針に就いては如何なる事情惹起するも徹底的決断を爲す旨述べたる所があつた。

二十三日 争議團は「再び諸君に告ぐ野田油にダマサレルナ」被等化の皮を剥げ」と題する印刷物を附近町村に配布した。
本日任意解雇者二名あつた。

二十四日 争議團に於ては數日來團員の家族の戸別訪問を中止し居りしが、更に本日より各委員會より約百名を選抜し之を五名宛に分ち自轉車隊を組織し罷業團員家族の戸別慰問を開始した。

二十五日 會社は復歸工員家族の疑惑を解くこと、一般罷業工員家族に對し罷業中に於ける工場の作業状況を知らしむる目的を以て本日より三日間第九、第十、第十二の各工場内に於ける作業の實際を參觀せしむることとなつた。

二十六日 争議團に於ては野田劇場に於て國際労働會議代表報告の名に依る會社乳彈演說會開催、聽衆約千名鈴木文治氏等の演說があつた。尙、松岡駒吉氏は警察を通じ會社に面會を求めたるが拒絶された。

會社に於ては争議團に於て撤布せる「天下第一品の命も中味は命と同じ」と題する宣傳ビラは信用並業務を妨害するものとなし争議團幹部を告訴した。

二十七日 争議團に於ては委員長會議を召集協議の結果

(イ) 十一月二十八日より十二月十日迄を「裏切者無しデー」と定め相互戒むること。

(ロ) 商誘銀行は會社系に屬し殊に支配人高梨忠八郎は正義團長として會社側の爲め奔走しつゝあり。斯る銀行に預金し置くを潔しとせず、同銀行の預金は此際一齊に拂戻して郵便貯金と爲すこと。

を協定した。

争議團は印旛郡成田町より玄米四百八十俵を購入した。

二十九日 第六、第八、第十三各工場操業開始。

三十日 争議團に於て争議主體を關東釀造労働組合に移管すべしとの説起。

會社側は各争議團員に對し「團長宛の各誓約書が法律的に無効」なる旨の文書を發送した。

十二月

一日 會社側は各工場門前及町内要所に「争議團等の言つて居る左の事柄は皆嘘です云々」と題するポスターを貼布したるが、争議團員は憤慨し之を剝離せんとして會社側警備員と衝突し、小泉七三氏、堀越梅男氏並會社側警備員二名は檢査された。

三日 會社側は約九〇名の店員を出動せしめて大々的に切崩運動を開始し一面期限付出動通知並に注意書を罷業工員九五六名に對し發送した。

出動催告 (官製業者)

罷業に成つてから八十日に成りました。會社では去る十月三十日付を以て工員諸君に出動を命じ一面事情の許す限り爲すべき事は爲し盡し然も考へる事は充分考へた事と存じます。就ては何時迄も捨て置く譯には参りませんから、

一、是非野田醬油會社に務めたいと思ふならば來る十二日迄に本店なり工場なり何れでも出動し會社の指示を受けなさい。

二、萬一此日迄に御出動なき者は「已む得ざる事由に依らずして缺勤十四日以上に亘る者」と看做し懲戒處分を致します。

右御通知申上げて置きます。

争議團は關東釀造労働組合擴大理事會を開催して争議統制を野田支部より同組合に移管した。

當日の協議事項左の通り。

一、争議主體は即時關東釀造労働組合の統制に移し今後二ヶ月を経るも解決せざる時は更に關東労働同盟會に移すこと。